

特別区自治情報・交流センター図書館システム更新及び運用・保守 業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「特別区自治情報・交流センター図書館システム更新及び運用・保守業務委託」の事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、公益財団法人特別区協議会プロポーザル方式実施要綱（平成 27 年 11 月 2 日付常務理事決定、平成 28 年 12 月 20 日改正）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

特別区自治情報・交流センター図書館システム更新及び運用・保守業務

(2) プロポーザルの実施形式

公募型プロポーザル方式

(3) 概要

現在、公益財団法人特別区協議会（以下、「協議会」という。）が運営する特別区自治情報・交流センターでは、特別区を中心とする自治に関する資料を収集し、図書館システムを活用した図書館運営を行っている。

現行システムは、今年度末で契約期間終了を迎えることに伴い、更新する必要がある、引き続き、センター利用者の利便性の向上等に寄与する安定的な図書館システムの構築及び運用を行う。

(4) 主な業務内容

受託者は、次に掲げる業務を受託するものとする。

ア 新システムの構築業務

イ データ移行業務

ウ 機器等の設定・設置・撤去業務

エ システム運用・保守業務（システム使用を含む。）

オ 上記ア～エに付随する業務

※詳細は「基本仕様書」を参照。

(5) 履行場所

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 4 階
公益財団法人特別区協議会 事業部調査研究課（特別区自治情報・交流セン

ター)

(6) 履行期間等

ア システム構築期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

※構築に係る業務委託締結については、令和 8 年 11 月頃を予定。なお、令和 9 年 3 月 23 日（火）までにシステムの構築を行い、同月 31 日（水）まで仮稼働を行うこと。

イ 運用・保守（システム使用）期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

※保守に係る業務委託契約については、システム及び関連機器の運用をいずれも 5 年を想定し、各年度予算成立を前提とする長期契約を予定。

ウ 機器借上期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

※機器の借上については、受託者からの提案による機器構成案をもとに、協議会においてリース業者の選定を行い、長期契約を締結予定。

(7) 契約上限金額

81,620,000 円（消費税及び地方消費税の金額を含む。）

本業務に係る契約金額の総額の上限額は、上記の金額とする。見積額はこの範囲内で記入すること。

3 プロポーザル参加資格要件

(1) プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる資格要件を全て満たさなければならない。

ア 対象となる契約案件の業務について、協議会の競争入札参加資格を有していること。

イ 契約を締結する能力を有しない者に該当しないこと。

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。

オ 協議会の指名停止を受けていないこと。

カ 「公益財団法人特別区協議会契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 25 年 2 月 4 日理事長決定）による入札参加除外者でないこと。

キ 協議会への運用支援が迅速に行えるよう、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県に本社又は事業所のいずれかをこの公示の日までに有していること。

ク 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（ISO/IEC27001）適合性評価

の認定、ITサービスマネジメントシステム（ISO/IEC20000）の認定、または
プライバシーマークを取得していること。

ケ 製品の品質保証の公的認証として、ISO9001を取得していること。

コ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(2) (1)アの資格要件を満たさない者であっても、参加表明の際に次に掲げる書類の
提出があった場合は、(1)アの資格要件を満たす者として取り扱うことができる。

ア 登記簿謄本（履歴事項全部証明書（法人に限る。発行後3か月以内のもの））

イ 商号登記簿謄本（履歴事項全部証明書（個人で商号を用いる者に限る。発行
後3か月以内のもの））

ウ 身分（身元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被補佐人又は
被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては後見登記等ファ
イルに記録されている事項の証明書（個人に限る。発行後3か月以内のもの））

エ 財務諸表（貸借対照表・損益計算書、直前決算のもの）

オ 納税証明書（納税証明書その3（未納の税額がないことの証明。法人の場合
は、その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）、個人の場合は、その3の2
（申告所得税と消費税及び地方消費税）））

(3) 事業者が契約締結までの間に、上記(1)及び(2)に記載の参加資格要件を満たさな
くなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

4 スケジュール

項目	日程	備考
公示	令和8年7月31日(金) ～令和8年8月18日(火)	協議会ホームページ
参加予定申請書及び質問票の 提出期限	令和8年8月18日(火)	電子メールによる 提出
質問票に対する最終回答日	令和8年8月25日(火)	電子メールによる
参加表明書等提出期限	令和8年9月1日(火)	持参又は郵送必着
参加資格審査結果通知	令和8年9月4日(金)	電子メールによる
提案書等提出期限	令和8年9月18日(金)	持参又は郵送必着
書類審査 ※企画提案書等を提出する事 業者が5社以上となった場合	令和8年9月24日(木)	
プレゼンテーション及びヒア リング	令和8年10月2日(金)	東京区政会館内会 議室
プロポーザル審査結果通知	令和8年10月9日(金)	電子メールによる

※ 各書類の提出は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定
する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時30分か

ら午後 5 時まで。

5 参加申込等

(1) 参加に係る事前配布書類

ア 配布書類

(ア) プロポーザル実施要領（本要領）

(イ) 基本仕様書（別紙 1 ～ 5 含む。）

※基本仕様書内で記載する協議会個人情報保護規程等については、参加予定申請書及び質問票（様式 1）の提出があった事業者に対し、下記(2)エと併せて配布する。

(ウ) 企画提案書作成要領

(エ) 見積書作成要領

(オ) 参加予定申請書及び質問票（様式 1）

(カ) 参加表明書（様式 2）

(キ) 企業概要（様式 3）

(ク) 企画提案書要旨（様式 4）

(ケ) 受託実績届出書（様式 5）

(コ) 見積書（様式 6）及び見積書別紙

(サ) 参加辞退届出書（様式 7）

イ 配布時期

公示の日から令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 5 時まで

ウ 受取方法

協議会ホームページからのダウンロードによるものとする。

（ホームページアドレス <https://www.tokyo-23city.or.jp/index.html>）

(2) 参加予定申請書及び質問票の提出

ア 提出書類

参加予定申請書及び質問票（様式 1）

イ 提出方法

下記「13 担当部署」に記載の担当者に連絡の上、電子メールアドレスを確認し電子メールにより送付すること。

なお、プロポーザルの応募又は企画提案書の作成に当たり疑問等がある場合は、当様式に質問事項を記載して提出すること。

ウ 提出期限

令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 5 時まで（必着）

エ 質問への回答

参加予定申請書及び質問票を提出した全事業者に対し、令和 8 年 8 月 25 日

(火) までに電子メールにより回答する。なお、電話及び口頭等での個別対応はしない。

(3) 参加表明に係る書類の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式2)

(イ) 企業概要(様式3)

※「資格等の取得状況」でチェックを入れたものについては、公示開始日時点で取得していることを証明する書類を添付すること(任意様式・認定証等の写し可)。

(ウ) 協議会の競争入札参加資格を有しない場合は、上記「3 参加資格要件(2)」に定める各書類(写し可)

イ 提出方法

下記「13 担当部署」に記載の担当者に連絡の上、持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は送付記録が残る方法にて提出期限までに必着のこと。

なお、期限内に参加表明書等の提出のない場合は、参加の意思がないものとみなす。

ウ 提出期限

令和8年9月1日(火)午後5時まで(必着)

※ 持参する場合は、休日等を除く午前9時30分から午後5時までとする。

エ 参加辞退

参加表明書提出後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、協議会に事前に連絡の上、参加辞退届出書(様式7)を提出すること。

6 参加資格審査

参加資格要件を審査し、企画提案書等を提出する事業者を選定する。資格不備の場合は失格とする。審査結果は令和8年9月4日(金)までに電子メールにて通知する。

なお、参加表明者が1社の場合でも資格審査は実施し、審査の結果、適切な参加事業者がいらない場合、再募集を行う場合がある。

7 企画提案書等の提出

参加資格審査に合格した者は、下記のとおり書類を提出すること。書類の作成に当たっては、「企画提案書作成要領」及び「見積書作成要領」を参照すること。

(1) 提出書類

次のア～オを6部(うち会社名等記載2部、会社名等未記載4部)用意し、併せてデータ(会社名等記載、会社名等未記載)を収めたDVD-R又はCD-R

1 部を用意すること。

ア 企画提案書要旨（様式 4）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 基本仕様書別紙 1 「特別区自治情報・交流センター図書館システム機能要件」、別紙 3 「データセンター設備要件一覧」、別紙 4 「クラウドサービス要件一覧」に対応可否等を記入したもの

エ 受託実績届出書（様式 5）

オ 見積書（様式 6）及び見積書別紙

(2) 提出期限

令和 8 年 9 月 18 日（金）まで（必着）

※ 持参する場合は、休日等を除く午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

(3) 提出方法

上記(1)ア～オの順にファイリングしたものを必要部数分作成し、上記(1)ア～オ（会社名等記載、会社名等未記載）のデータを収めた DVD-R 又は CD-R 1 部と併せて提出すること。提出の際は、下記「13 担当部署」に記載の担当者に連絡の上、持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期限までに必着のこと。

8 審査方法等

(1) 選定委員会

企画提案書等の審査は「特別区自治情報・交流センター図書館システム更新及び運用・保守業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行い、当業務委託の履行に最適な提案者の選定を行う。なお、選定委員会は非公開で行う。

(2) 審査方法

参加事業者ごとに、提出された企画提案書、見積書及びプレゼンテーション等の内容により評価点を付す。なお、参加資格審査の結果、企画提案書等を提出する事業者が 5 社以上の場合、1 次審査として書類審査を行う場合がある。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時及び実施場所

令和 8 年 10 月 2 日（金） 東京区政会館内会議室（東京都千代田区飯田橋 3-5-1）

※ 実施日時及び実施場所等の詳細については別途通知する。

イ 時間

1 社につき 45 分を割り当て、プレゼンテーション 30 分、ヒアリング 15 分とする。

ウ 留意事項

- (ア) 実施する順番は参加表明書の受付順とする。
- (イ) 必要に応じて、企画提案書の他にプレゼンテーション用の資料を配布することは可とする。プレゼンテーション用の資料の配付は当日で可。
- (ウ) スクリーン、プロジェクターについては協議会で準備する。

9 評価項目

導入実績、図書館システムの機器構成、セキュリティ体制、窓口業務機能、ユーザビリティ、運用保守体制、価格等とする。

10 最適な提案者の選定

(1) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、参加事業者全員に電子メールにより通知する。

また、選定結果は協議会ホームページで公表する（令和8年10月中旬掲載予定）。選定された事業者名及び得点を公表し、それ以外の者は得点のみを公表する。

(2) 契約の締結

選定された事業者と契約案件の仕様内容を協議し、契約を締結する。

なお、選定した事業者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断されたとき、又は契約が不調となったときは、次点者と順次契約の交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

11 責任分担区分等

(1) 協議会と受託事業者の責任分担区分

種類	内容	負担者	
		協議会	受託事業者
業務の中止・延期	協議会の指示によるもの	○	
	受託事業者の責に帰すべき事由による場合		○
計画変更	受託事業者の業務計画の変更		○
運営費変更	上記業務計画の変更以外の受託事業者の要因による運営費用の増大		○
第三者賠償	受託事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
業務の実施水準	仕様書等で定める水準に不適合である場合		○

上記以外	上記に含まれない想定外の事由が発生した場合	両者協議の上決定
------	-----------------------	----------

(2) 業務継続が困難となった場合の措置

受託事業者は、業務の継続が困難になったとき、又はその懸案が生じたときは速やかに協議会に報告することとし、その場合における措置は次のとおりとする。

ア 受託事業者の債務不履行の場合

受託事業者の責に帰すべき事由により債務不履行が又はその懸念が生じたときは、協議会は受託事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができるものとする。この場合において、受託事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、協議会は契約を解除し、及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

イ 協議会の債務不履行の場合

協議会の責に帰すべき事由により業務が困難となったときは、受託事業者は契約を解除できるものとする。この場合において、受託事業者が契約を解除したときは、受託事業者は協議会に対して、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他受託事業者の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となったときは、協議会と受託事業者は業務継続の可否について協議を行う。この場合において、継続が困難と判断したときは、協議会は契約を解除できる。

12 その他

- (1) 参加事業者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出書類については、提出期間内に限り訂正することができるが、同期間終了後は変更できないものとし、また、その理由いかんに関わらず返却を行わない。ただし、協議会が必要と認めるときは、追加書類の提出を求め、記載内容に関する確認を行う場合がある。
- (4) 協議会が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、協議会の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。
- (5) 提出書類はプロポーザルによる選定以外の目的には使用しない。
- (6) 参加表明書提出日から最適な事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに

該当するときは失格とする。

ア 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

ウ 著しく信義に反する行為があったとき。

- (7) この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施について必要な事項は選定委員会の長がこれを定める。

13 担当部署

公益財団法人特別区協議会 事業部調査研究課（担当：上原）

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 4 階

電 話：03-5210-9066 メール：chosakenkyu-01@tokyo-23city.or.jp